

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険料賦課徴収及び収納管理、資格及び保険給付に係る被保険者からの各種申請や届出受付、口座情報の管理・照会、証の交付等の窓口事務、保健事業を実施している。 ・後期高齢者医療広域連合電算処理システムのオンラインファイル連携機能を用いて、後期高齢者医療の資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務に関する必要な情報の連携を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・宛名管理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル・後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の第59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】82の項 【別表第二における情報提供の根拠】80、83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 市民部 市民課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 市民部 市民課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険料賦課徴収及び滞納管理、資格及び保険給付に係る被保険者からの各種申請や届出受付、証の交付等の窓口事務、保健事業を実施している。	・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険料賦課徴収及び滞納管理、資格及び保険給付に係る被保険者からの各種申請や届出受付、証の交付等の窓口事務、保健事業を実施している。 ・後期高齢者医療広域連合電算処理システムのオンラインファイル連携機能を用いて、後期高齢者医療の資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務に関する必要な情報の連携を行う。	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	後期高齢者医療システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー	後期高齢者医療システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・宛名管理システム・中間サーバー	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月31日	2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療ファイル	後期高齢者医療ファイル・後期高齢者医療関連情報ファイル	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】83の項 【別表第二における情報照会の根拠】82の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】82の項 【別表第二における情報提供の根拠】80、83の項	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民課長 斎藤 典之	市民課長 藤生 智子	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
令和1年6月27日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	市民課長 藤生 智子	市民課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月19日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月19日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】82の項 【別表第二における情報提供の根拠】80、83の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】82の項 【別表第二における情報提供の根拠】80、83の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年12月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点		
令和3年12月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点		
令和5年1月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険料賦課徴収及び滞納管理、資格及び保険給付に係る被保険者からの各種申請や届出受付、証の交付等の窓口事務、保健事業を実施している。 ・後期高齢者医療広域連合電算処理システムのオンラインファイル連携機能を用いて、後期高齢者医療の資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務に関する必要な情報の連携を行う。	・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険料賦課徴収及び収納管理、資格及び保険給付に係る被保険者からの各種申請や届出受付、口座情報の管理・照会、証の交付等の窓口事務、保健事業を実施している。 ・後期高齢者医療広域連合電算処理システムのオンラインファイル連携機能を用いて、後期高齢者医療の資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務に関する必要な情報の連携を行う。	事前	公金受取口座情報の情報照会開始により変更
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和5年7月1日 時点		